

# 令和4年度 ものづくりマイスター派遣事業 実施要領

青森県技能振興コーナー  
青森県職業能力開発協会

## 1 目的

ものづくりマイスターが、企業・業界団体、教育機関において若年技能者への実技指導等を行うことにより、効果的な技能継承及び後継者育成を図る。

## 2 内容

### (1) 派遣対象者

ものづくりマイスター45職種201名（別表のとおり）

### (2) 指導内容

技能向上を図るための実技指導又は実技にかかる知識の付与に関する指導

## 3 ものづくりマイスター派遣対象

### 工業高校等の専攻科

前年度にもものづくりマイスター派遣事業を活用した実績が無い中小企業

## 4 受講対象者

工業高校等学校の学生

中小企業等の若年技能者（35歳未満）

## 5 派遣期間

原則として、令和4年11月14日(月)から令和5年2月12日(日)まで(土日・祝祭日を含む)

## 6 派遣回数

1人の受講者が受講できる回数は、中小企業等の若年技能者の場合は20回、工業高校等学校の学生は10回までとする。

なお、ものづくりマイスター等の指導1回当たりの受講者数は5人以上を必要とする。

## 7 指導時間

1回当たりの指導時間は、原則として1時間以上3時間までとする。

## 8 費用負担

(1) ものづくりマイスターの謝金、旅費については、当協会が負担する。

(2) 実技指導に係る材料費については、1回につき1人当たり2,000円(消費税別)を上限として当協会が負担する。

## 9 提出書類

後日送付する様式により、受講前に受講者名簿を提出する。なお、受講後はアンケート(担当者及び受講者)に回答のうえ、当協会に提出する。